近代養子法の動向に関する一考察

 $\widehat{}$

第

Ξ

章 あ

૮

が

き

近代養子法と特別養子

第 第 第三節 第二節 第一節 _ 第五 第四 第三 第六 第二 第一 啬 章 は 概 わが国の養子法の特色 近代養子法の目的に関する考察 欧米諸国における近代養子法の内容 ソヴィエトにおける近代養子法成立の事情 アメリカにおける近代養子法成立の事情 イギリスにおける近代養子法成立の事情 ドイツにおける近代養子法成立の事情 フランスにおける近代養子法成立の事情 欧米諸国における養子法成立の事情 欧米諸国の養子法 ι 説 が き 威 (以上本号)

剛

府

- 29 --

について、外国法制を参考にしながら考察したい(第一の近代養子法の動向と如何なる関係にあるかを論じ、	湯にあるかを考察し(第二章)、 法制審議会身分法小委員会の反決定および 留呆事頁において考慮の施設よりもなお家庭が勝る」 点を考慮しているものと考える。それに対して、 わが国の養子法が	一九五九年の児童の権利宣言が、 両親の愛の下で養育されることが子供の権利であるといっていることは、がないからである(第三節)。	要ではないかと思う。 もし扶養のみを問題とするならば、 公的扶養を目的とする里親制度または施設収容と何ら差異	扶養の必要が大きくその因をなすことはいうまでもないが、 さらに児童の権利ということをとらえて 考えることも必	しかしながら、 近代養子法が、 このように不遇なる児童の保護として登場して来る原因は何かとの問題が生じる。	保護収養に最もふさわしいような環境を作り出そうとするものである(第二節)。	に、縁組要件の緩和、国家機関の介入、それと共に当事者自治の減退、縁組効果の拡大即ち完全嫡出化など、	大体において共通している。それ故に、近代養子法は不遇児童の救済手段としての性格が強く、养	各国において他少の差はあるが、 婚姻の弛緩や戦争による私生子の増大が、 近代養子法の成立の因をなしたことは	であって、新しく「子の利益」という目的の下に著しい発展を遂げた(第一章第一節)。	中世以後一時消滅した養子制度が、二十世紀に入ると再生したが、それは古い時代のそれとは面	度に到るまでさまざまな目的をもって存続し得た。	それがために、 家名の存続・家産の維持・祭祀承継などの古い養子制度から不遇児の保護収養のための 近代的養子制	養子制度は、その目的および性質が時代および場所により変化し、またいかなる目的とも結合しうるものである。	
おいて特別養子	事頁ておいて考慮されている寺別養わが国の養子法が現在どのような立	るといっていることは、「最良	制度または施設収容と何ら差異	ことをとらえて 考えることも必	原因は何かとの問題が生じる。		入即ち完全嫡出化など、 子供の	格が強く、養子となる子のため	子法の成立の因をなしたことは	o	それは古い時代のそれとは面目を一新したもの		保護収養のための 近代的養子制	的とも結合しうるものである。	

は

U

が

き

- 30 -

第一節 欧米諸国における養子法成立の事情
第一 概 説
欧米諸国の養子縁組は、現代においては、 きわめて近代化されているが、 養子縁組そのものは古くからある制度で
ある。たとえば、聖書の中に、養子についての記述が見出されるのであって、エジプト、 アッシリア、 ギリシアにも(1)
存在していた。
ローマの養子縁組には、自権者養子 adrogatio, arrogatio と、他権者養子 adoptio の二種の養子縁組があった。(!!)
自権者養子では、 未成熟者及び婦女子は養子となることが出来ず、主として、 貴族としての名と祭祀の承継者を得る
ことを目的としていた。 しかし、その当時 Antonius Pius が未成熟者の利益にして、 収養者に醜悪な動機が存しな
いときに、子の収養を許したこと、Justinianus が、 年少者の年長者収養を禁止し、 養親子間の年令差が一八才以上
であることを命ずるなど、現代の養子法に類似する要件を定めたことは注目すべきである。(m)(m)
ローマ法の縁組の効果としては、 養子は完全に実家との関係を断ち、 養 家 に入り 実子と同一の関係になる。 従っ
て、養父の氏を称し、 その家父権に服するものであったが、Justinianus は原則的に家族関係に変更なく、 単に養子
に対する相続権を付与するに止まる不完全養子をのみ認め、例外として、 卑属が尊属に収養される場合に、 養子は養
父の親権に服するとする完全養子を認めた。 この頃からローマの養子法も古代性を失って、 いわゆる「人のため」と
称される養子法の時期に入る。(毛)

第一章

欧米諸国の養子法

その後、中世になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不完全養子類似の性格をとるものとなっ様な最初の養子制度の成立の事情を、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、ソヴィエトについて述べてみる。 しかし、養子制度の成長にとって如何に重要であるかを示して、この新しい養子制度に対して貢献した。 たれば、戦災孤児や家庭のない子に新しい家庭を与えるということに由来するものであり、それと同じ理由で、第二次 世界大戦以来多くの人々に養子制度は、かつての養子制度には見られなかったものであり、それと同じ理由で、第二次 世界大戦以来多くの人々に養子制度は、かつての養子制度には見られなかったものであり、それと同じ理由で、第二次 世界大戦以来多くの人々に養子制度を認識させたものと思われる。 これらの養子制度の成長にとって如何に重要であるかを示して、この新しい養子制度に対して貢献した。 たれば、戦災孤児や家庭のない子に新しい家庭を与えるということに由来するものであり、それと同じ理由で、第二次 世界大戦以来多くの人々に養子制度に満つかの国々で禁止されるようになった。 これらの養子制度の成長にとって如何に重要であるかを示して、この新しい養子制度に対して貢献した。 たって、これらの養子制度の成立の事情を、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、ソヴィエトについて述べてみる。 の根な目的を持った養子制度を認識させたものと思われる。 これらの養子制度の成立の事情を、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、ソヴィエトについて述べてみる。 の見たいろく、中世になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不完全義子類似の性格をとるものとな	「 制度の成長にとった の 成立の 度 になると、 法 す に た な っ た た 、 そ し て 遺産 加 た に な っ た た 。 、 そ し て 遺 産 の れ に た い 着 子 の し て む い 着 子 の し て む い 着 子 の し て む い 着 子 の し て む い 着 子 の の た で 、 そ し て 遺 座 の の た で 、 そ し て む い 着 子 の の た の た の の た の た の の 成 成 で た で た の の た の し て 、 し て 、 一 に 加 え て 、 た の し て 、 し て 、 一 し て 、 で し て 、 で し て 、 に 加 た の た の の た の の た の た の た の た の た の た の た の た の た の の か が 一 か が か が か た た の の た の た の た の の た た の た の た の た た た た の た の た た の た た た た ろ の た た た た ろ の た た た ろ の の た た た ろ の の た た た ろ の の た た た ろ の の た た た ろ の の た た た ろ の の た た た ろ の の た た た ろ の た た た ろ の の た た た ろ の の た た た ら の た た ろ の の た た た た ろ の の の た た た ろ の の の た た た ろ の の の の た た た ろ の の の の た た た ろ の の の の た た た ろ の の の た ろ の の の の の た た た ろ の の の の の の の の の の の の の	「制度の成 で 変 し て の 特 っ た る の 考 で 家 庭 の た 右 い 着 子 の 月 に な っ た る 、 そ し て む 、 そ し て む 、 そ し て む 、 そ し て む 、 そ し て む 、 そ し て む 、 そ し て む 、 そ し て む の で た い 着 子 の の の た な ら に な う に な う に な う に な う に な う に な う に な う に な う に な う の た の し て む う に な う に な う の た ち の し て の し の う に な う に な う の た う の に な う の た の う に の う に の う の た う の た の う に の う の た う の た の う に の う の た の う に の う の た の う に な う の た う の た の う の た う の う の た の う に の う の う の た の う の の の た の う の の う の た の う の の た の う の の う の の の の	
いたなると、法律的 の、の人々に養子の目的が消 の、の人々に養子の目的が消 で、の人々に養子の目的が消 で、の人々に養子の目的が消 で、の人々に養子の目的が消 で、たち、たく、法律的 ので、たち、たい で、 の、たち、たい で、 の、たち、 になり 一九、 た、 の、 になり、 た、 の、 になり、 た、 の に、 の に、 の に、 の に、 の に、 の に、 の に、		Note the formation of the second s	
响度の変遷は、名 したなると、法律的 の たちい 着子の目的が 消 たちい 着子の目的が 消 たて、 たちい 着子の目的が 消 たて、 たて、 になり 一れ、 になり 一れ、 になり 一れ、 になり 一れ、 にたい にして、 にて、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にて、 にして、 にて、 にて、 にて、 にて、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にて、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にて、 にして、 にして、 にて、 にて、 にして、 にして、 にして、 にて、 にて、 にして、 に にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 に に に に に に に に に に に に に	响度の変と、 そして遺産加 になると、法律 の たちい養子の目的が 消 たった。 そして遺産 加 たて、 そして遺産 加 たて、 た の 特 質 が る た た の 特 質 が る た た の 長 に な っ た の し て 、 そ し て 遺 産 の に な り 一 れ に 加 え っ た 。 に な う に な っ た 。 、 そ し て 、 で も 、 そ し て 、 で も 、 で 、 そ し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し で た 。 の た で た 、 で た で 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で し て 、 で た で た 、 の た 、 、 、 で た 、 の た 、 の た で た 、 、 た で た 、 の た 、 、 、 で た 、 の た 、 、 、 で し て 、 、 、 、 で た 、 、 、 で し て 、 、 、 、 、 で し て 、 、 、 、 、 で し て 、 、 、 で 、 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	响度の変遷は、その したなのない子ンドにも養子 朝度のない子子で して、そして遺産 が かったを、 たちの たちの たちの たちの たちの たちの たちの たちの	合致するものである。
一供の成長になると、法律的 の人々に養子制度の たるい養子の目的が 治 で が ある。 た の た で を た の た で た い 義子の 目 的 が 浩 い 浩 子 の 目 の が 門 に な り 一 れ に か ろ に な り 一 れ た の し の で の に の の の の の の の の の の の の の の の の	一供の成長にとっ して、そして遺産加 いの人々に養子の目的が消 すった、そして遺産加 いで家庭のない そのして して、 たい 、そして 遺産の のした のた で、 た の た の た で 、 た の し た の の が 一 た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の の た の た の た の た の た の の た の の た の の た の の の か の た の た の た の の た の た の の の の の の か の た の た の の た の た の た の た の た の の の た の の た の た の の た の た の の た の た の た の た の た の の の た の た の の た の た の の の の の た の た の の の の の の の の の た の た の た の の の た の た の た の の の の た の の の の の の の の の の の の の	一供の成長になる。 た古い養子の目的が消 たちい養子の目的が消 たちい養子の目的が消 たちい養子の目的が消 たちい養子制度の たちい養子制度の たちい養子制度の たちい養子制度の たちい たちい たちい たちい たちい たちい たちい たちい	
これになると、法律的の特質がある。 これになると、法律的が消費した。 たちい養子の目的が消 での人々に養子制度の たちい養子制度の なり一れ。 たる、法律的 た者の時質がある。	C の特質がある。 C の特質がある。 S の特質がある。 S の特質がある。 S の特徴 加速	C の特質がある。 この特徴がみていた で、そして して、 を行った をして した の人々に なった の人々に なった の して して して して して して して して して して	緒的結び付が、子供の成長にとって如何に重要であるかを示して、この新しい養子制度に対して貢献した。
とちった養子制度は、 、の人々に養子制度の目的 が消滅し、 、の人々に養子制度の目的 が消滅し、 、の人々に養子制度の目的 が消滅し、 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的 、の人々に養子制度の目的	と持った養子制度は、	-ンドにも養子制度は、 、の人々に養子制度の目的 た古い養子の目的が消滅し、 の人々に養子制度の目的 た古い大口、低い の人々に養子制度の目的 になると、法律的効果 して、低い の人々に養子制度の目的 になる。 になり 一九世紀 の して、 に に 加えて、 に 加えて、 に い うに に に な り 一九世紀 に い うに に に い うに に に に た の に い 着子の 目的 が 消滅し、 に い に に に に に に に の に い に に に に い うに に に の に の に し に い た の に に の に の の に に の の の の に の の の の の の に の の の の の の の の の の の の の	おける養子制度の特質がある。
、 の人々に養子制度を認識させたものと思われる。 、の人々に養子制度を認識させたものと思われる。 、 ない学れに加えて、低い階級の者がより高い階級に上る 、 ないに加えて、低い階級の者がより高い階級に上る 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	、 の人々に養子制度を認識させたものと思われる。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、る困難を打開するのに役立ったことと思われる。 、ない皆紀の初め、特に第一次世界大戦以来、 前郎の日的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、 の したいで、 、 の して、 た の の に な の に な い く つ の に な い た の に し に 家 に の た の し に ま に の に の に の に の に の に の に の に な っ た の に の に な っ た の に 、 い で い た の に な っ た の に な っ た の に 後 の に な っ た の に な っ た の に な し い 子 の の に 来 、 、 、 、 、 い で 、 の 、 、 、 、 い 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	、の人々に養子制度を認識させたものと思われる。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 、るはうになり一九世紀においては、いくつかの国々で、 。なうになり一九世紀においては、いくつかの国々で、 のようになり一九世紀においては、いくつかの国々で、 の人々に養子制度を認識させたものと思われる。 、の人々に養子制度を認識させたものと思われる。	
▶家庭のない子に新しい家庭を与えるということに由い家庭のない子に新しい家庭を与えるということに由い、「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	■家庭のない子に新しい家庭を与えるということに由い家庭のない子に新しい家庭を与えるということに由いたなった。 ○養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、の養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、の、そして遺産処分の一手段として考えられていた。 ○麦子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、の、これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上るこれに加えて、低い階級の者がより高い階級に上るこれに加えて、低い階級の者がより高い階級に上る」というの目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、	-ンドにも養子制度は存在していたが、その養子制度 -ンドにも養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 たちい養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、 の養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、	世界大戦以来多くの人々に養子制度を認識させたものと思われる。
N度は、二○世紀の初め、特に第一次世界大戦以来、 るようになり一九世紀においては、いくつかの国々で るようになり一九世紀においては、いくつかの国々で る困難を打開するのに役立ったことと思われる。 ろ困難を打開するのに役立ったことと思われる。 に古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、 になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記の□	■度は、二○世紀の初め、特に第一次世界大戦以来、 ●度は、二○世紀の初め、特に第一次世界大戦以来、 ●を打開するのに役立ったことと思われる。 ○養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、 ●を打開するのに役立ったことと思われる。 ●を打開するのに役立ったことと思われる。 ●をおいたが、その養子制度 ●して遺産処分の一手段として考えられていた。 ●を認知するか、 ●を認知するのに ●のに ●のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	N度は、二○世紀の初め、特に第一次世界大戦以来、 N度は、二○世紀の初め、特に第一次世界大戦以来、 Nの少くなった。 Aの少くなった。 Aの少くなった。 Aの単応消滅し、単に非嫡出子を認知するか、 Aの「前、第一に家名の伝達であり、 これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上る これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上る これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上る これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上る のに役立ったことと思われる。	戦災孤児や家庭のない子に新しい家庭を与えるということに由来するものであり、
≥ようになり一九世紀においては、いくつかの国々で禁止されると、なり、人世紀においては、いくつかの国々で禁止されると、なった。 ○養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、あるいは、これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上ることが可能に古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、第二に家族(約少くなった。	⇒ようになり一九世紀においては、いくつかの国々で禁止されるようとなり一九世紀においては、いくつかの国々で禁止されると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に総合して考えられていた。	これになり一九世紀においては、いくつかの国々で禁止されるようになり一九世紀においては、いくつかの国々で禁止されると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になる、法律的効果が次第に結少されて、前記のローマ法の不らな、そして遺産処分の一手段として考えられていた。	かし、養子制度は、二〇世紀の初め、、特に第一次世界大戦以来、
3養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、あるいは、っる困難を打開するのに役立ったことと思われる。たちい養子制度の目的は、第一に家名の伝達であり、第二に家族的少くなった。	○養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、あるいは、これに加えて、低い階級の者がより高い階級に占るととが可能になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に応えられていた。	○養子の目的が消滅し、単に非嫡出子を認知するか、あるいは、これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上ることが可能になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不になると、法律的効果が次第に縮少されて、前記のローマ法の不らなった。	してのみ存続するようになり一九世紀においては、いくつかの国々で禁止されるようになった。
^る困難を打開するのに役立ったことと思われこれに加えて、低い階級の者がより高い階やすい養子制度の目的は、第一に家名の伝達的少くなった。	^る困難を打開するのに役立ったことと思われていたが、そのごになると、法律的効果が次第に縮少されて、そして遺産処分の一手段として考えられて、たい養子制度の目的は、第一に家名の伝達になった。	○る困難を打開するのに役立ったことと思われたい、そして遺産処分の一手段として考えられていたが、そのこと、法律的効果が次第に縮少されて、になると、法律的効果が次第に縮少されて、になると、法律的効果が次第に縮少されて、これに加えて、低い階級の者がより高い階格的少くなった。	この様な最初の養子の目的が消滅し、 単に非嫡出子を認知するか、あるいは、 相続法を回避するための間接手段と
これに加えて、低い階級の者がより高い階に古い養子制度の目的は、 第一に家名の伝達教的少くなった。	これに加えて、低い階級の者がより高い階に古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達4的少くなった。4、法律的効果が次第に縮少されて、ここに、注律的効果が次第に縮少されて、2、そして遺産処分の一手段として考えられ	これに加えて、低い階級の者がより高い階になると、法律的効果が次第に縮少されて、になると、法律的効果が次第に縮少されて、2、そして遺産処分の一手段として考えられて、2、そして遺産処分の一手段として考えられて	親子関係に関する困難を打開す
に古い養子制度の目的は、 第一に家名の伝達や的少くなった。	た古い養子制度の目的は、 第一に家名の伝達的少くなった。、 法律的効果が次第に縮少されて、、そして遺産処分の一手段として考えられて、	た古い養子制度の目的は、第一に家名の伝達や的少くなった。 たいて、そして遺産処分の一手段として考えられて、	これに加えて、低い階級の者がより高い階級に上ることが可能であり、
的効果が次第に縮少されて、	的少くなった。そので、法律的効果が次第に縮少されて、そして遺産処分の一手段として考えられアンドにも養子制度は存在していたが、 その	的少くなった。 やして遺産処分の一手段として考えられて、そして遺産処分の一手段として考えられて	た古い養子制度の目的は、 第一に家名の伝達であり、
、中世になると、法律的効果が次第に縮少されて、	ゐると、 法律的効果が次第に縮少されて、そして遺産処分の一手段として考えられてンドにも養子制度は存在していたが、 その	ゆると、 法律的効果が次第に縮少されて、そして遺産処分の一手段として考えられアンドにも養子制度は存在していたが、 その5	り養子縁組は比較的少くなった。
	そして遺産処分の一手段として考えられていた。(*?)、その養子制度の目的は、 家系の断絶の宗教的ンドにも養子制度は存在していたが、 その養子制度の目的は、 家系の断絶の宗教的	そして遺産処分の一手段として考えられていた。^^^ ぼ?	、中世になると、法律的効果が次第に縮少されて、
	ルマン及びインドにも養子制度は存在していたが、 その養子制度の目的は、 家系の断絶の宗教的	ルマン及びインドにも養子制度は存在していたが、 その養子制度の目的は、 家系の断絶の宗教的	
ルマン及びインドにも養子制度は存在していたが、 その養子制度の目的は、 家系の断絶の宗教的			ルマン及びインドにも養子制度は存在していたが、 その養子制度の目的は、 家系の断絶の宗教的

- 32 -

— <u>33</u> —

- 34 -

第二 フランスにおける近代養子法成立の事情

三、一九二三年の法は、それ迄の種々の制度を全て消滅させてしまい、民法典の養子縁組篇を全く修正するもので三、一九二三年の法は、それ迄の種々の制度を全て消滅させてしまい、民法典の養子縁組篇を全く修正するもので
いう。 いう。
ならず(旧三六八条)、後見開始後五年間を経過したときは、子の成年到達前でも、後見人は自分の死亡を推量したとき
して、 好意後見人 tuteur officieux は、 子が成年に達した後は、 通常の方法により、 その子を養子となし得るのみ
れは、一五才以下の子のために、 後日その子を養子とする意思でもって、 無償で後見義務を引受けるものである。そ
民法典は、 これら普通養子の他に、 未成年者のために好意後見制 tutelle officieuse を認めた(旧三六三条)。こ
対する養子縁組は世人の注目を集めず、養子縁組の数は概して一年に百件を超えることはなかった。
成年者間にしか認められなかった。 それはまた相続人指定の宣告でもあったといえよう。 しかるに、一般に成年者に
この一八〇四年の法典では、 養子縁組の目的を、 氏と財産の移転であるとし、一つの慈善的制度として考えられ、
(司法方式論)とするべく決定した。
力な支持の下に、立法方式論が大勢を占めていたが、 後になって、 参議院 Conseil d'Etat は、 養子制度を民事制度
次に養子縁組の方式に関する討論がなされ、大別すれば、立法方式論と司法方式論である。最初は Napoléon の強(4)
ている。
し、民事制度としての養子縁組も、要件を慎重に定める限り、嫡出家族の利益を害するものではないなど反論を加え
度として存在する理由がある。 政治的制度としての養子縁組は、 その認 定 の 基 準を定めることが困難であると批判
これに対して、民事制度論者は、養子制度は慰安と慈善のために有益であり、 個人の効用に適う限り、 民法上の制
身的身分関係を発生させると、家族の感情に変化が生じた時にとりかえしがつかなくなるなどである。

— 35 —

この報告であり、また、第二配供者を養子とすることが認められて以来若しく増加し、それによって最も利益を得たのは捨 養親の年令を五〇才から四〇才に引下げ、未成年者を養子とすることを認め、養子縁組の形式および要件を簡単にした。即ち、 べく、養子縁組を務易にする目的を持っていた。それ故に、同時に養子縁組の形式および要件を簡単にした。即ち、 、べく養子縁組をなり多数の場合にある。更に、一種の乱用ではあるが、単に推定相続人 héritier présomptif とし この制度が、第二配供者(後妻・後夫等)second conjoint による配供者の子の養子、近親 proches parents に よる養子縁組を効は、未成年者を養子とすることが認められて以来若しく増加し、それによって最も利益を得たのは捨 であり、また、第二配供者(後妻・後夫等)second conjoint による配偶者の子の養子、近親 proches parents に よる養子縁組をかなり多数の場合にある。更に、一種の乱用ではあるが、単に推定相続人 héritier présomptif とし て便宜を与えるべく予定されていた若干の養子縁組もみられる。 でしたと言えよう。しかし、如何なる程度迄この改革が、命令 décret-loi は、再び養子線を膨ち、縁組後の養親と実方親族との 養子とするころ、「自然に出生率を増 たと言えよう。しかし、如何なる程度迄この改革が、命令 décret-loi は、再び養子線を修正して、既に一九二三年に改正され たと言えよう。しかし、如何なる程度迄この改革が、命令 décret-loi の目的であるといわれる、「自然に出生率を増 し、ないと言いた」、裁判所の判決による成立など、今迄の立法とは異なる社会的改革を目指したものであっ たと言えよう。しかし、如何なる程度迄この改革が、命令 décret-loi の目的であるといわれる、「自然に出生率を増 たと言えよう。しかし、如何なる程度迄この改革が、命令 décret-loi の目的であるといわれる、「自然に出生率を増 し、ないと言いた」」かは疑問とされるが、当初の そのであるとも言い得よう。

— 37 —

la guerre を養子にすると宣言している。 戦後にも現われ、一九一七年七月二七日の法は、フランスは Pupilles de la Nation の名の下に戦災孤児 orphelin de M. Ancel, L'Adoption dans les législations modernes, p.4, n°2 Ripert, op. cit., p. 551, nº 1582 あるいは、Napoléon が一八〇五年の Austerlitz の戦で死んだ者の子を巻子にすると宣言した。との流れは、 第一次大

(七)立法方式論とは、発子縁組は嫡出家族の秩序・身分の変更であり、家族の嫡出身分は立法に属するから、その変更は法律 度であり、もし個人間の利益について個別的に立法するとすれば、それは憲法違反であり、養子縁組には、司法裁判所の ば、それは普通法となる。遊子縁組は一般の利益のためのものではなく、個人間の利益に関係する。従って純粋な民事制 否定されるとする。これに対して、司法方式論では、養子縁組は普通法に対する例外であるが、民法典がそれを法認すれ することは反法的行為である。かくて縁組は、反法的行為であるが故に、立法行為であると考えられ、その契約的性格が によってのみ可能であるが、司法権は、法律によって定められた要件を厳格に適用するものであるから、 みが介入し得るとするものであるとする。 嫡出身分を創造

38

- (八)(七)の記述と共に稲本・前掲論文に主として依拠している。
- (九) Institution de bienfaisance. Ripert, op.cit., p.552, n°1584.
- (一○)他に特別な養子として、報恩的養子 adoption rémunératoire を設けたが、これらの養子縁組も現実には実行されて れたものである。 Ripert, loc. cit いなかった。この養子縁組の内容は、 養親となる者の命を救い、また危難を免れせしめた者に対して報酬として認めら
- (一一).相続人、受遺者が一親等 premier degré ある。Ripert, op. cit., n° 1583 よい。それ故に、親等の遠い推定相続人や包括受遺者 légataire universel に対して養子の資格を与えるという理由で の場合には所有権譲渡税 les droits de mutation をもはや支払わなくても

ント法が、養子制度を規定していたのであるが、それは、 立法者の観念的所産であって、 家共同体の早く解体した民近代法典としては、一七九四年のプロイセン普通法、バイエルン、オーストリア、 ザクセン、 ヘッセンなどの各ラ経受によって採用されたが、実際上の意義は殆んどもたなかったようである。	 (一五) Vismard, Traité théorique et pratique de l'adption et de la légitimation adoptive, p. 3. によればセーヌ裁判所の取扱件数は上を普通養子・下を準正養子とすれば、一九四〇年一三八対三一、一九四四年二六七対二〇二、一九四八年三三七対三四一と準正養子増加の傾向を示している。 (一六) 一九六三年三月一日の法においては、④第三者異議の期間、②遺棄された子の概念を明確にすること、③家族及び社会	 (一二) Adoption avec rupture des liens familiaux. 家族との関係を断つべきことの認許を裁判所が与える縁組であって、 (一三) Légitimation adoptive. 嫡出親子関係の全ての効果を与える養子縁組であって、夫婦共同して七才未満の棄てられたか、両親が知れないか、死亡している子供をのみ養子とすることができる。 (一四) Ripert, op. cit., p 553, n。1586. 何故に準正養子とこの目的が結び付くかは、判断に苦しむが、孤児などはそのまま成長するよりは家庭に入ることによって将来健全な婚姻生活に入ることの認許を裁判所が与える縁組であって、のかもしれない。
--	---	---

- 39 -

桜本的な改革までは惹き起してはいないよう	一九六一年に養子法も改正されたが、 以前から要請のあった養子法の根本的な改革までは惹き起して
	れ、次いで一九五〇年に制定された連邦法が一九六一年まで効力を有していた。
ラントにおいて制定せら	正をうけ、 大戦によって生じた多数の孤児を救済すべく、 要件を緩和する為の 諸 立 法 が各ラントにお
ナチス当時の立法は修	第二次世界大戦後は、東西ドイツに分かれて独自に発展しているが、西ドイツにおいては、
	は公の利益から、行政権が縁組を阻止し得ることになった。
、養親の家族の立場又	しかし、次にナチスが政権をとると、民法の規定の修正と特別立法がなされ、それによって、
された。	れ、個々の家族の絶滅を防ぐためではなくして、全社会の絶滅を防ぐ手段たるべきことが主張された。
るために根本的に改造さ	の要件に対して批判がなされ、養子制度を社会的保護手段とみて、 それが 養 子 の 利 益となるために根
こと、殊に、養親の無子	Leitsätze zur Reform des Unehelichenrecht」において、私生子の養子縁組を容易にすること、殊に
「私生子法改正要綱	一九二一年に Bamberg における第三二回ドイツ法曹大会 Deutscher Juristentag での「私生子
いも変化せざるを得なか	った。 、(≧)
その子供、私生子の増	しかしながら、第一次世界大戦の当事国であったドイツは、当然に、戦災孤児、未亡人及びその子供、
	えるものであるとの理由によっていたのである。
私とについての思出を伝	的欲求を満足させ、その結婚生活の幸福をかたくするものである。 第二に、 その名とその血統とについ
いって、 養親の強い精神	福にして心情高潔な人々のために、その不足を補う望ましい手段であり、 養子を貰うことによって、
結婚したが子のない裕	ドイツ民法が養子制度を採用した理由は、草案理由書によると、第一に、 養子は主として、 結婚した
	衆の間の慣行に基づく立法であるとは言えない。(11)

(五)山本正憲「東西ドイツ養子法及び西ドイツ養子法改正案の邦訳」法経学会雑誌二八号・一三〇頁参照。ろ子に対する看護機能を積極的に活かす方向にあるものであろう。
(四)民法典が私生子問題を考慮することが少く、羨親とその家族の利益を守るという考慮に対して、新しい法の目的は、むし(三)草案理由については、来栖三郎「養子制度に関する二三の問題について」家族法の諸問題所収参照。
の養子法」比較法研究二〇号・四七頁参照。vertrag が行われ、それぞれの目的を達する為に必要な法律関係は、個別的な契約によって処理された。川井健「ドイツ
gabevertrag が結ばれ、老後の扶養を得るためには、 相続契約や農場譲渡契約に附随して、終身扶養契約 Libgedings(二)農村の慣行では、農業の承継者を得るために、実子がいない場合には、相続契約 Erbvertrag や農場譲渡契約 Hofüber
養子によって遺産の継承が許された。青山道夫「養子」法律学体系第二部・二六頁参照。
der Mensch macht die Erben.」という諺が示す様に家産思想に基づく法定相続であり、 相続人をもたない者のために
註(一)第一概説参照。 当時の養子は、 相続のためのものである。「相続人は人これをきめず、 神これをきめる。 Gott, nicht
法の動向としては、子の幸福を理想とする看護手段という方向に向っているといい得るのではなかろうか。(11)
視することにあるとされる。 それと共に、西ドイツにおける伝統的家族観の強さが考えられる。 しかしながら、養子
家族の利益が優先することがあるとのことであり、その背景として、キリスト教的伝統が上げられ、 自然の秩序を重
要するに、西ドイツ養子法の改正の動向は、子の幸福を理想としながらも、実親や養親、場合によっては、養親の
が公布せられ、一九六二年一月一日から有効となり、今日に至っている。
統一と変更を目的とする法 Gesetz zur Vereinheitlichung und Änderung familienrechtlichen Vorschriften」
に差し迫った問題のいくつかについての規定が変更されることとなり、一九六一年八月一一日「家族法の規定に関する
die Bundesrepublik Deutschland 第六条第五項によって非嫡出子法の改正が要請せられ、養子縁組に関して、緊急

	学法制定の因をなし、「この新規定の動機は、 ローマ法の如き家の強化や、 他人による 家 産 の 承継にあるのではない、近代産業の発達に伴う貧困階級の増大、 社会的扶養施設の不完全、 姫姫制度の弛緩に伴う私生子の堆大なども養
	これであった。 「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」
	の事実上の養子を認めながらも、子供に対する権利・義務を法によってなお所有していた。
	いた。しかし、 事実上の養子縁組においては、 養親は子供に対して何等の法的権利を有していず、他方、実親は子供
	そしてスコットランドが一九三〇年である。 これより以前では、 事実上の養子 de facto adoption のみが在在して
	ったが、 養子縁組が採用されるにいたったのは、 イングランドが一九二六年、ノース・アイルランドが一九二九年、
	イギリスにおいて、 コモンロー上は親の権利・義務は譲渡し得ず、 そう云った意味で養子縁組は認められていなか
- 42	第四 イギリスにおける近代的養子法成立の事情
	(一一)川井・前掲論文・五八・九頁参照。東ドイツでは、本年四月一日より新家族法が施行されたが、資料不足の為割愛する。
	(一○) 扑私 「冬国蛮子対ク改立」 同志を対学士ナキ 参則 「宮井忠ヲ」 戸一ト ?? 素龙治の改立」 同志をお当十 2、十十キ № 改立
	(二))出版「小国語社会」で)でに一副宗社会会に「山子総合での野牛小夫「国家」/ 川泉夫会)文三一司宗社会会に下一口に手に女三元られるべきである」
	(九)「嫡出にあらざる子は、嫡出子と同じように立法によって、身体的、精神的成長と社会上の地位に関し、平等な条件を与
	族法」に邦訳がある。東ドイツでは、一九五六年一一月二九日の命令(五七年一月一日施行)までBGBが有効。
	(八)Gesetz zur Erleichterung der Annahme an Kindes Statt, vom 8 August 1950.現代外国法典叢書「独逸民法―親
	はないかと考える。
	(七)そのことは、血族を純粋に維持するという名目で、人種的立場なども考慮して、ナチスの政治的目的にも利用されたので
	(六)川井・前掲論文・四八頁参照。

(11) R. H. Graveson, A Century of Family Law (1857 \sim 1957), p. p. 45 \sim 65.
ジュリスト・二一〇号参照。Margaret Puxon, The Family and the Law, p. 167.
(二) Clark Hall & Morrison, Law relationg to children and young persons, p. 502. 田辺幸子「イギリスの鏊子制度」
リスに於ける養子法の変遷」法経学会雑誌五〇頁。Grace Abbott, op. cit., p. 462.
註(一)一九一八年のインフルエンザの流行により子を失った親及び孤児が出たこともその一因とされる意見もある。山本「イギ
を与えられ、養子となる子供の心身の健康について詳細な報告をなすことを要求していることなど特徴的である。
として今日に到っている。 それらの中でも、 地方当局は養親の家庭がその子供にふさわしいかどうかを決定する権利
の養子法は、統一的な法律であるのに拘らず多くの重要な修正が加えられ、一九五九年の Adoption Rules を仲介
員会の報告に基づき、その勧告の多くを取り入れた一九五八年の法律 Adoption Act が成立した。 この一九五八年
全であった。それがために一九五三年に Sir Gerald Hurst を議長とする養子制度調査委員会が設立せられ、この委
切るなど養子法は、子供を中心とするものとなった。しかし、一般的には歓迎されたけれども、 いくつかの点で不完
相続権を認め、実親に養親の誰であるかを知られずに養子決定の申立が出来るようになり、実親家族との関係を断ち
より、養子縁組の効果は、イングランド、ウ ″ ールズ、スコットランドにおいても同様となった。 その結果、 養子に
は一九四九年の子の養子縁組に関する法律 Adoption of Children Act ―一九五〇年に修正―以後である。 それに
され、従来の養親の利益保護の性格の強いものから、特に養子の権利を取扱った立法が公布せられるようになったの
この両者の利益のために強く保障される」 との趣旨の下に制定されることになったのである。 その後何回となく修正
く、子なき者に親としての特権を与え、親なき者に親をもつことによる利益を与える点にある。 そして親子関係は、

-- 43 -----

(団) Gareth H. Jones, La loi anglaise de 1958 sur l'adoption, Revue internationale de droit comparé, p. 568.

山本「イギリスの養子法」比較法研究二〇号参照。

子縁組を認めていず、それ故に、 このアメリカの制定法は、コモンローを変更するものであったともいえる。 又、そ	されたイギリス養子法が、前記の如き目的を有していたのとは少し異なっていた。しかし、当時コモンローでは、養	アメリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、 その後に採用	州というふうに導入して漸次各州に及んだ。
この考えが、初期の養子法に対する一つの根拠となり得たことと思われるが、イギリス・アメリカの養子法を通じアメリカにおいて、以前に、養子法の違憲問題が争われたことがあった。それは、一九〇〇年のイリノイス州における Sayles v. Christie の事件である。訴の内容は、養子縁組は実親子間の相続権及び受遺権に影響する故、一八ける Sayles v. Christie の事件である。訴の内容は、養子縁組は実親子間の相続権及び受遺権に影響する故、一八され等の権利は、期待権に過ぎず、たとえ、それを奪うことになっても、既得権侵害にならず、従って、養子法は憲法違反ではないとするものであった。	となり得たことと思われるが、イギリとなり得たことと思われるが、イギリと奪うことになっても、既得権侵害に何しないかとするものであった。それは、一が争われたことがあった。それは、一が争われたこととあった。 それは、一	となり得たことと思われるが、イギリとなり得たことと思われるが、イギリとなり得たことがあった。 それは、一切れていた。 そして、最近の傾向は、御定法は、ヨモンローを変更するものが争われたことがあった。 それは、一切ないたのとは少し異なっていた。 しか	となり得たことと思われるが、イギリとなり得たことと思われるが、イギリとなり得たことがあった。そして、最近の傾向は、御定法は、コモンローを変更するものであった。そして、最近の傾向は、やか争われたことがあった。 それは、一番子縁組は実親子間の相続権及容すことになっても、既得権侵害になっても、ことであって、その
を奪うことになっても、既得権侵害にが争われたことがあった。 それは、一が争われたことがあった。 それは、一が争われたことがあった。 それは、一つれていた。 そして、最近の傾向は、	を奪うことになっても、既得権侵害にやすうことになっても、既得権侵害に反しないかとするものであった。それは、一が争われたことがあった。それは、一が争われたことがあった。それは、一切の保障に反しないかとするもの	を奪うことになっても、既得権侵害に行いたのとは少し異なっていた。そして、最近の傾向は、初年ていた。そして、最近の傾向は、行いたのとは少し異なっていた。 しか	を奪うことになっても、既得権侵害にで奪うことになっても、既得権侵害に反しないかとするものであった。そして、最近の傾向は、やれていた。そして、最近の傾向は、やれていた。そして、最近の傾向は、やいかやれたことがあった。それは、一
を奪うことになっても、既得権侵害に確の保障に反しないかとするものであった。 それは、一が争われたことがあった。 それは、一が争われたことがあった。 それは、一われていた。 そして、最近の傾向は、	を奪うことになっても、既得権侵害にやれていた。 そして、最近の傾向は、が争われたことがあった。 それは、一が争われたことがあった。 それは、一切の保障に反しないかとするもの傾向は、制定法は、コモンローを変更するもの	を奪うことになっても、既得権侵害にわれていたのとは少し異なっていた。 そして、最近の傾向は、御定法は、コモンローを変更するものが争われたことがあった。 それは、一が争われたことがあった。 それは、一切の保障に反しないかとするもの相応権	を奪うことになっても、既得権侵害にわれていた。そして、最近の傾向は、制定法は、コモンローを変更するものであった。そして、最近の傾向は、が争われたことがあった。それは、一が争われたことがあった。その何前は、 な相続人を与えることであって、その
催の保障に反しないかとするものであっ谷は、 養子縁組は実親子間の相続権及が争われたことがあった。 それは、一ひれていた。 そして、最近の傾向は、	催の保障に反しないかとするものであったは、養子縁組は実親子間の相続権及が争われたことがあった。 それは、一が争われたことがあった。 それは、一	催の保障に反しないかとするものであっかいたのとは少し異なっていた。 そして、最近の傾向は、初年ていた。 そして、最近の傾向は、行うわれたことがあった。 それは、一つれていたのとは少し異なっていた。 しか	惟の保障に反しないかとするものであったいたのとは少し異なっていた。そして、最近の傾向は、われていた。そして、最近の傾向は、われていた。そして、最近の傾向は、か争われたことがあった。それは、一が争われたことがあった。その
谷は、養子縁組は実親子間の相続権及が争われたことがあった。 それは、一われていた。 そして、最近の傾向は、	谷は、養子縁組は実親子間の相続権及が争われたことがあった。それは、一われていた。そして、最近の傾向は、	谷は、養子縁組は実親子間の相続権及が争われたことがあった。 それは、一切ないた。 そして、最近の傾向は、	谷は、養子縁組は実親子間の相続権及が争われたことがあった。そして、最近の傾向は、御定法は、コモンローを変更するもの御定法は、コモンローを変更するもの利定法は、コモンローを変更するもの
が争われたことがあった。それは、一われていた。そして、最近の傾向は、	が争われたことがあった。それは、一われていた。そして、最近の傾向は、制定法は、コモンローを変更するもの	が争われたことがあった。 それは、一句れていたのとは少し異なっていた。 しか	が争われたことがあった。それは、一われていた。そして、最近の傾向は、制定法は、コモンローを変更するものでいたのとは少し異なっていた。 しか
われていた。 そして、最近の傾向は、	われていた。 そして、最近の傾向は、制定法は、コモンローを変更するもの	われていた。 そして、最近の傾向は、制定法は、コモンローを変更するものていたのとは少し異なっていた。 しか	われていた。 そして、最近の傾向は、制定法は、コモンローを変更するものていたのとは少し異なっていた。 しかな相続人を与えることであって、 その
そして、最近の傾向は、	◎べきであるといわれていた。 そして、最近の傾向は、このアメリカの制定法は、コモンローを変更するもの	◎べきであるといわれていた。 そして、最近の傾向は、このアメリカの制定法は、コモンローを変更するものの如き目的を有していたのとは少し異なっていた。 しか	Qべきであるといわれていた。 そして、最近の傾向は、このアメリカの制定法は、コモンローを変更するものの如き目的を有していたのとは少し異なっていた。 しかいは、養親に適当な相続人を与えることであって、 その
	このアメリカの制定法は、コモンローを変更するものであったともいえる。 又、	このアメリカの制定法は、コモンローを変更するものであったともいえる。 又、の如き目的を有していたのとは少し異なっていた。 しかし、当時コモンローでは、	このアメリカの制定法は、コモンローを変更するものであったともいの如き目的を有していたのとは少し異なっていた。 しかし、当時コモンロは、養親に適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、
を有していたのとは少し異なっていた。 しかし、当時コモンに適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、	に適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、	州というふうに導入して漸次各州に及んだ。	
Aたイギリス養子法が、前記の如き目的を有していたのとは少し異なっていた。 しかし、当時コモン/ メリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、こいうふうに導入して漸次各州に及んだ。 一八五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年に	- メリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、こいうふうに導入して漸次各州に及んだ。一八五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年に	こいうふうに導入して漸次各州に及んだ。 一八五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年にニューヨー	一八五八年にウィスコンシン州、一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、その後一八七三年にニューヨー(四)(四)
を有していたのとは少し異なっていた。しかし、当時コモンに適当な相続人を与えるととであって、 その採用の動機は、六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年に牛代は、 一八五一年にマサチューセツツ州、 一八五五年にペ	アメリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、こいうふうに導入して漸次各州に及んだ。一八五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年にアメリカにおいて、養子法が採用された年代は、 一八五一年にマサチューセツツ州、 一八五五年にペ	というふうに導入して漸次各州に及んだ。 一八五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年にニュー(A)、(A)、(A)、(A)、(A)、(A)、(A)、 A (A)、 A (A)、 A (A)、 A (A)、 A (A)、 A)、 A)、 A)、 A)、 A)、 A)、 A)、 A)、 A)、	一八五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年にニュー/メリカにおいて、養子法が採用された年代は、 一八五一年にマサチューセツツ州、 一八五五年にペンシル
れたイギリス養子法が、前記の如き目的を有していたのとは少し異なっていた。しかし、当時コモンテメリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、その採用の動機は、こいうふうに導入して漸次各州に及んだ。(m)、一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、その後一八七三年にイメリカにおいて、養子法が採用された年代は、一八五一年にマサチューセツツ州、一八五五年にぺし、何故に、アメリカ養子法が、イギリスより先んじたかは余り論じられていないようである。	テメリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、 その採用の動機は、こいうふうに導入して漸次各州に及んだ。(「八五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年にイメリカにおいて、養子法が採用された年代は、 一八五一年にマサチューセツツ州、 一八五五年にぺし、何故に、アメリカ養子法が、イギリスより先んじたかは余り論じられていないようである。	というふうに導入して漸次各州に及んだ。 一八五八年にイリノイス州、 その後一八七三年にニュー(五八年にウィスコンシン州、 一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、 その後一八七三年にニューノメリカにおいて、養子法が採用された年代は、 一八五一年にマサチューセツツ州、 一八五五年にペンシルし、何故に、アメリカ養子法が、イギリスより先んじたかは余り論じられていないようである。	一八五八年にウィスコンシン州、一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、その後一八七三年にニューノメリカにおいて、養子法が採用された年代は、一八五一年にマサチューセツツ州、一八五五年にペンシルし、何故に、アメリカ養子法が、イギリスより先んじたかは余り論じられていないようである。
れたイギリス養子法が、前記の如き目的を有していたのとは少し異なっていた。しかし、当時コモンノメリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、その採用の動機は、一八五八年にウィスコンシン州、一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、その後一八七三年にこいうふうに導入して漸次各州に及んだ。 (!!)、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、」、「」、」、」、」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、「	テメリカの初期の養子法の目的は、養親に適当な相続人を与えることであって、その採用の動機は、一八五八年にウィスコンシン州、一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、その後一八七三年にイメリカにおいて、養子法が採用された年代は、一八五一年にマサチューセツツ州、一八五五年にペレ、何故に、アメリカ養子法が、イギリスより先んじたかは余り論じられていないようである。(`)、ケメリカの養子法が、母法たるイギリス法に先んじて、一九世紀の後半に導入されたことは注目すべ	というふうに導入して漸次各州に及んだ。 一八五八年にウィスコンシン州、一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、その後一八七三年にニューヨーノメリカにおいて、養子法が採用された年代は、一八五一年にマサチューセツツ州、一八五五年にペンシルバニし、何故に、アメリカ養子法が、イギリスより先んじたかは余り論じられていないようである。(-)、ノメリカの養子法が、母法たるイギリス法に先んじて、一九世紀の後半に導入されたことは注目すべきである。	一八五八年にウィスコンシン州、一八六七年及び一八七四年にイリノイス州、その後一八七三年にニューヨーノメリカにおいて、養子法が採用された年代は、一八五一年にマサチューセツツ州、一八五五年にペンシルバニし、何故に、アメリカ養子法が、イギリスより先んじたかは余り論じられていないようである。(1)ノメリカの養子法が、母法たるイギリス法に先んじて、一九世紀の後半に導入されたことは注目すべきである。

- 44 -

1 Act を承認したが、これは法律ではなく、一試案であり、各州でそれが立法化されねばならない。
Uniform State Law 及び米国法曹協会 American Bar Association は一九五三年に統一養子法 Uniform
(七)それ故に、 發子法の統一が望ましいとされ、 合衆国統一法委員会 the National Conference of Comissioners on
(六)穂積・前掲論文・一八頁参照。
(村) An act to provide for the adoption of minors.
なかろうか。M. Ancel, op. cit., p. 164.
露に於ける養子制度の採用と復活」法学協会雑誌第四六巻第一二号によれば一八五三年となっているが、一八五八年では
(四)An act to provide for the adoption of children. 尚、ウィスコンシン州で制定された年代について、 穂積重遠「英
(11) An act relationg to certain duties and rights to husband and wife and children, section 7.
(1) An act to provide for the adoption of children.
養子法」法と政治・第一〇巻三号四一二頁参照。
思う。とれらの州におけるフランス、スペイン法の影響によって導入されたのではないかと思われる。尚、西沢修「米国
註(一)アメリカ大陸各州の中には、植民地時代の名残りとして、フランス、スペインなどの影響の強い州が存在していたことと
ば大同小異であるといってもよい。 (4) (4)
れたる家庭 broken family の子の問題として発展して来たものであるといい得よう。
の生育のために、絶対に優れているとして、養子制度を一種の永久的後見制度と見做し、 大体において、 私生子や破
る単純な趣旨から、養子制度を採用したことである。そして、最良の施設が与え得る生活よりも、家庭的環境が、子
親たる特権を与え、 親の無い者又はその親が養育する資力もしくは能力を有しない子供に、 親の保護を与えようとす
喪失せしめられるべきではないとするコモンロー上の原則から、養子制度を認めなかったのであるが、子の無い者に

- 45 ---

出化の実益がなくなった。(4社会的養育施設の整備が予定されているなどである。	の廃止が事実上潜脱される。 ③一九一七年の命令により実現された嫡出子と非嫡出子の差別の撤廃により、 私生子嫡	と見るのが一般的である。⑴年少無給労働者搾取の危険が在る。 ⑵養子に相続権を認めていることにより、 相続制度	くべきものであり、 養子制度はその擬制に過ぎないとするものであるが、その他にも次の諸理由によって廃止された	慣らしめ、彼等を各種の迷信から解放せんがためであると説明している。即ち、親子関係の基礎は、 真実の血統に基	際の親子関係を直ちに表面に現わした。これ単に言語によってのみならず、事実によって、人民を真実を語ることに	に、親子法の範囲においては、われらの第一の法典は、 あらゆる擬制を排斥して、 真実有りのままの状態、即ち、実	れたる如何なる養子縁組も、 養親又は養子にとりて何等の権利・義務をも生ずることなしと規定し、 その 理 由書 中	同法典第一八三条には、本法施行後は、 自己の子又は他人の子を養子と為すことを禁ず。 本条指定の日以後に為さ	一〇月二二日に、「戸籍・婚姻・家族及び後見に関する法典」が出され、家族法関係を規律する基となった。 (H)	に、一九一七年一二月一八日に、「民事婚姻・子及び戸籍登録簿の記載に関する命令」が出され、次いで一九一八年 (m)	しかしながら、 一九一七年三月及び一○月の革命の成功によって、 家族関係における教会の影 響 を 排 除するため	て、社会的身分及び教会による宗教的制限に服していた。(11)	ていたので、養子制度は、家名維持を重要な目的としていた。 そして、 養子法自体の性格も封建的社会の特徴を有し	た。この時代の養子制度は、 可成り広い範囲に亘って認められており、 当時ロシアにおいてはなお家族制度を維持し	ち、革命前の帝政ロシアにおいては、養子法は、 民法典の一部として、 法律全典 Svod Zakonov に規定せられてい	ソヴィエト・ロシアにおいては、 その革命によって、 あらゆる法律が改変され、 養 子 法も例外ではなかった 。即	
--	--	--	---	---	--	--	--	---	---	---	--	--------------------------------	--	--	--	--	--

第六

ソヴィエトにおける近代養子法成立の事情

- 46 -

度」法経学会雑誌・二五号等参照。 (二) M. Ancel, L'Adoption dans les l'egislations Modernes, 1958, p. 295. suiv. 中川高男 註(一)養子法はその第一〇巻第一節第一篇第一四五条ないし第一六五条に規定せられていた。	Geburtenregister に養親が養子の実親として登録出来ることになった。この目的の下に、一九四三年九月八日「養子について」のソ 連最 高粋Kindheit を作ってやることを自分達の義務 Pflicht であると考えた」。	Waisen に両親を与え、 かつて経験したショック Schrecken をその記憶から消失させ、 孤児に幸福な 幼 年 時 代patriotismus の発露であった。莫大な数の養子縁組が行われ、多数の子供が養子とされた。ソヴィエト人民は、 孤児werktätige Familie が、戦争により両親を失った子供の教育を引受けたとき、それは正しいソヴィエト愛国心 Sowjet-	「偉大なる祖国戦争 Vaterlandisher Krieg の間に 養子 縁 組 は 特 別に重要な意味をもってきた。 労働者家れに伴って、養子縁組に対する考えは、次のようなものとなって来た。	パイト・ニューショートロート キュアサーマ まってま てんしょう その利益上必要な場合には、 誰からでも裁判所に取消の訴えを提起	養子縁組は、未成年者の利益のためにのみ認められ(五七条)、後見補佐機との一九二六年の法律は、現行養子法の基礎法であって、第五七条ないしたとしかしながら、一九二六年に到ると養子制度は再び採用されることとなった。
〈学法文学部論集、山本「ソヴィエト・ロシアに於ける他児養育制rnes, 1958, p. 295. suiv. 中川高男「ソヴィエトの養子法」 比仁一六五条に規定せられていた。	幹 部 会 布 告 が 出	Schrecken をその記憶から消失させ、 孤児に幸福な 幼 年 時 代にが行われ、多数の子供が養子とされた。ソヴィエト人民は、孤児供の教育を引受けたとき、それは正しいソヴィエト愛国心 Sowjet-	子 縁 組 は 特 別に重要な意味をもってきた。 労働者家 族って来た。	ほごつりにここで、そこま10~またが9ヶこ。提起することができるものとしている。 それらは、	七条)、 後見補佐機関の決定によって行われ(五九条)、第五七条ないし六七条が養子に関する規定である。ひれることとなった。

- 47 --

Ē Das Dekret, Über die Zivilehe, über die Kinder und über die Führung des Personenstandsregisters.

g Das Gesetzbuch über Personenstandswesen, Ehe-, Familien und Vormundschaftsrecht.

(曰) S. N. Bratus, Sowjetishes Zivilrecht, Bd. II, S. 438.

(六)穂積・前掲論文・三九頁参照。

(七)中川・山本・来栖氏の前掲諸論文参照

(八)この再び採用された理由としては、二六年法施行当時には、児童労働搾取の社会的・経済的基盤も失われており、一九二 児、無監護児童の増加にも拘らず、巻育施設の整備が予想外におくれたこと、一九二一年の飢饉に際して農民の間に養子 三年の民法典により、 一万ルーブル以下の財産につき相続が認められ、 ついで革命及び家庭の破壊に起因する 急 激な孤

(九)Das Gesetz buch über Ehe, Familie und Vormundschaft. この養子法の邦訳は、青山・前掲書・三一~三二頁参照。 収養の要請が増大したことなどが上げられる。山本・中川・来栖氏の諸論文参照、

(| ○) Bratus, a.a. O., S.S. 496~497.

(| |) Der Erlaß des Präsidiums des Obersten Sowjets der Ud. S. S. R. am 8 September 1943, Über die Adoption.

A Study on the Trends of Modern Adoption Laws (I)

Résumé

Chapter I. Adoption Laws in the United States and European Countries.

§ I. Historical Development and General Trends

Adoption was the ancient, as it is the mordern, method of creating by law the relationship of parent and child.

In Rome, since the religious headship of the family and the inheritance of property passed from father to son, the motive recognized by the providing for adoption was the desire for an heir who would promote or continue the prestige of the family. The abstract rule was that adoption should imitiate nature, and in consequence the civil law required that the adopting parent must be at least fifteen years older than the child adopted.

Adoption was carefully considered in the preparation of Napoleonic Code, and with limitations the Roman provisions were followed.

Other countries of Europe whose codes are based on the civil law have also with statutory modifications and with new safeguards followed the Roman Law. Legal provision for adoption is now practically universal in Europe.

Legal adoption was unknown to the common law and was not authorized by statute in Great Britain until 1926. In the United States the first statute legalizing adoption was passed by Massachusetts in 1851.

The modern motive, however, is not the strengthening of the family but the conferring of the "privileges of parents upon the childless and the protection of parents upon the parentless."

The adoption laws make the welfare of the child of paramount importance in adoption, but with advancing standards of child care the concept of what constitutes a fit and proper home for dependent children has greatly changed.